

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

この資料は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の条文を基に構成したものです。

【総則】

| 項 目 | 国基準 要約 | 従・参 の別 | 国基準 条項 |
|-------------------------------|--|-----------------|------------------|
| 保育所等との連携 | <p>家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、子どもに対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（連携施設）を適切に確保しなければならない。</p> <p>集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>必要に応じて、代替保育を提供すること。</p> <p>保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>連携施設の確保が著しく困難な場合で、必要な適切な支援を行うことができる」と市町村が判断した場合は、施行後5年間は連携施設を確保しないことができる。</p> | 従 | 第6条 附則 第3条 |
| 家庭的保育事業者等と非常災害 | <ul style="list-style-type: none"> 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、行わなければならない。 | 参 | 第7条 |
| 職員の一般的要件 | <p>保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> | 参 | 第8条 |
| 職員の知識及び技能の向上等 | <ul style="list-style-type: none"> 職員は、常に自己研鑽に励み、児童福祉法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない 家庭的保育事業者等は職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 | 参 | 第9条 |
| 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準 | <p>他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに<u>保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p> | 参 下線部 のみ従 | 第10条 |
| 子どもを平等に取り扱う原則 | <p>子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p> | 従 | 第11条 |
| 虐待等の禁止 | <p>職員は、子どもに対し虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> | 従 | 第12条 |
| 懲戒に係る権限の濫用禁止 | <p>懲戒に関し子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> | 従 | 第13条 |

| 項 目 | 国基準 要約 | 従・参 の別 | 国基準 条項 |
|----------|--|-----------|-----------------------|
| 衛生管理等 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、子どもの使用する設備、食器等又は飲用水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ・家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ・家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業所を除く。）には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 ・居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 ・居宅訪問型保育事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。 | 参 | 第 14 条 |
| 食事 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、子どもに食事を提供するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。 ・献立は、できる限り、変化に富み、子どもの健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。 ・食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに子どもの身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 ・調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 ・家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、子どもの健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。 <p>施行日において現に存する施設及び事業者が、施行日後に認可を得た場合は、施行後 5 年間は、食事の提供、調理施設の設置及び調理員の配置の規定は適用しないことができる。</p> | 従 | 第 15 条 附則 第 2 条 |
| 食事の提供の特例 | <p>次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、食事の提供について、搬入施設において調理し、搬入する方法により行うことができる（その場合も必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。）。</p> <p>食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>調理業務の受託者は、給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> | 従 | 第 16 条 |
| 搬入施設 | <p>搬入施設は、次に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>連携施設 当該家庭的保育事業所等の事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 学校</p> | 従 | 第 16 条 |

| 項 目 | 国基準 要約 | 従・参 の別 | 国基準 条項 |
|------------------|--|-----------|-----------|
| 子ども及び職員 の健康診断 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、子どもに対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 ・児童相談所等における利用開始前の健康診断が行われた場合は、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合においては、児童相談所等による健康診断の結果を把握しなければならない。 ・健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳等に記入するとともに、必要な手続をとることを家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）に勧告しなければならない。 ・職員の健康診断は、特に食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。 | 参 | 第 17 条 |
| 内部の規程 | <p>次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業の目的及び運営の方針 提供する保育の内容 職員の職種、員数及び職務の内容 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び額 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 緊急時等における対応方法 非常災害対策 虐待の防止のための措置に関する事項 その他運営に関する重要事項 | 参 | 第 18 条 |
| 帳簿の整備 | 職員、財産、収支及び子どもの処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。 | 参 | 第 19 条 |
| 秘密保持等 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ・職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。 | 従 | 第 20 条 |
| 苦情への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども又は保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じなければならない。 ・苦情に関して、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。 | 参 | 第 21 条 |

【家庭的保育事業】（利用定員 1 人以上 5 人以下）

| 項 目 | | 国基準 要約 | 従・参 の別 | 国基準 条項 |
|-----------|--|--|-----------|-----------|
| 設備の 基準 | 保育室 等 | 保育を行う専用の部屋 1人 3.3 m ² 以上 (部屋自体は 9.9 m ² 以上が必要) | 参 | 第 22 条 |
| | 採光等 | 保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備 | 参 | |
| | 調理設 備 | 衛生的な調理設備 | 従 | |
| | 便所 | 衛生的な便所 | 参 | |
| | 屋外遊 戯場 | 同一敷地内に遊戯等に適当した広さの庭 1人 3.3 m ² 以上(2歳以上) 付近の代替地可 | 参 | |
| | 消防設 備 | ・火災報知器及び消火器の設置 ・消火訓練及び避難訓練の定期的な実施 | 参 | |
| 職員 | 保育者 | 家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等 以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者) 家庭的保育者 1人:子ども 3人以下 家庭的保育補助者を置く場合:子ども 5人以下 | 従 | 第 23 条 |
| | 嘱託医 | 嘱託医 | 従 | |
| | 調理員 | 調理員。ただし次のいずれかの場合は不要 ・調理業務の全部を委託する場合 ・搬入施設から食事を搬入する場合 | 従 | |
| 保育時間 | 1日 8時間を原則として、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮 して事業者が定める。 | 参 | 第 24 条 | |
| 保育の内容 | 保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して子どもの心身の状況等に 応じた保育を提供しなければならない。 | 従 | 第 25 条 | |
| 保護者との連絡 | 常に保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得るよう努めなければ ならない。 | 参 | 第 26 条 | |

【小規模保育事業】

通則

| 項目 | 国基準 要約 | 従・参の別 | 国基準条項 |
|------------|---------------|-------|-------|
| 小規模保育事業の区分 | A型、B型及びC型とする。 | 従 | 第27条 |

小規模保育事業所 A 型（利用定員 6 人以上 19 人以下）

| 項目 | 国基準 要約 | 従・参の別 | 国基準条項 |
|---------|---|-------|-------|
| 設備の基準 | 保育室等 0・1歳 乳児室又はほふく室 1人 3.3㎡以上 2歳以上 保育室又は遊戯室 1人 1.98㎡以上 各室には必要な用具を備える。 | 参 | 第28条 |
| | 屋外遊戯場 屋外遊戯場 1人 3.3㎡以上（2歳以上） 付近の代替地可 | 参 | |
| | 調理設備 調理設備 | 従 | |
| | 便所 便所 | 参 | |
| | 耐火基準等 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設置する場合は、耐火又は準耐火建築物であることのほか、所定の消火設備が備わっているものとする。 | 参 | |
| 職員 | 保育者 保育士：次の区分ごとに定める保育士の数の合計数プラス1人以上 0歳 おおむね 3人：保育士1人 1・2歳 おおむね 6人：保育士1人 3歳 おおむね20人：保育士1人（特例地域型保育給付） 4歳以上 おおむね30人：保育士1人（特例地域型保育給付） 保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可 | 従 | 第29条 |
| | 嘱託医 嘱託医 | 従 | |
| | 調理員 調理員。ただし次のいずれかの場合は不要 ・調理業務の全部を委託する場合 ・搬入施設から食事を搬入する場合 | 従 | |
| 保育時間 | 1日8時間を原則として、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して事業者が定める。 | 参 | 第24条 |
| 保育の内容 | 保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して子どもの心身の状況等に 応じた保育を提供しなければならない。 | 従 | 第25条 |
| 保護者との連絡 | 常に保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得るよう努めなければならない。 | 参 | 第26条 |

小規模保育事業所 B 型（利用定員 6 人以上 19 人以下）

| 項 目 | | 国基準 要約 | 従・参 の別 | 国基準 条項 |
|-----------|--|--|-----------|-----------------------|
| 設備の 基準 | 保育室 等 | 0・1歳 乳児室又はほふく室 1人 3.3㎡以上 2歳以上 保育室又は遊戯室 1人 1.98㎡以上 各室には必要な用具を備える。 | 参 | 第 28 条 |
| | 屋外遊 戯場 | 屋外遊戯場 1人 3.3㎡以上（2歳以上） 付近の代替地可 | 参 | |
| | 調理設 備 | 調理設備 | 従 | |
| | 便所 | 便所 | 参 | |
| | 耐火基 準等 | 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設置する場合は、耐火又は準耐火建築物であることのほか、所定の消火設備が備わっているものとする。 | 参 | |
| 職員 | 保育者 | 保育従事者（保育士又は市町村長が行う研修を修了した者） 施行後5 年間は、経過措置により家庭的保育者又は家庭的保育補助者でも可 保育従事者：次の区分ごとに定める数の合計数プラス1人以上 （うち半数以上は保育士） 0歳 おおむね 3人：保育従事者1人 1・2歳 おおむね 6人：保育従事者1人 3歳 おおむね 20人：保育従事者1人（特例地域型保育給付） 4歳以上 おおむね 30人：保育従事者1人（特例地域型保育給付） 保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可 | 従 | 第 31 条 附則 第 4 条 |
| | 嘱託医 | 嘱託医 | 従 | |
| | 調理員 | 調理員。ただし次のいずれかの場合は不要 ・調理業務の全部を委託する場合 ・搬入施設から食事を搬入する場合 | 従 | |
| 保育時間 | 1日8時間を原則として、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮 して事業者が定める。 | 参 | 第 24 条 | |
| 保育の内容 | 保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して子どもの心身の状況等に 応じた保育を提供しなければならない。 | 従 | 第 25 条 | |
| 保護者との連絡 | 常に保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得るよう努めなければ ならない。 | 参 | 第 26 条 | |

小規模保育事業所 C 型

| 項 目 | | 国基準 要約 | 従・参 の別 | 国基準 条項 |
|-----------|--|---|-----------------------|-----------|
| 設備の 基準 | 保育室 等 | 0・1歳 乳児室又はほふく室 1人 3.3㎡以上 2歳以上 保育室又は遊戯室 1人 3.3㎡以上 各室には必要な用具を備える。 | 参 | 第 33 条 |
| | 屋外遊 戯場 | 屋外遊戯場 1人 3.3㎡以上(2歳以上) 付近の代替地可 | 参 | |
| | 調理設 備 | 調理設備 | 従 | |
| | 便所 | 便所 | 参 | |
| | 耐火基 準等 | 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設置する場合は、耐火又は準耐火建築物であることのほか、所定の消火設備が備わっているものとする。 | 参 | |
| 職員 | 保育者 | 家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者) 家庭的保育者1人:子ども3人以下 家庭的保育補助者を置く場合:子ども5人以下 | 従 | 第 34 条 |
| | 嘱託医 | 嘱託医 | 従 | |
| | 調理員 | 調理員。ただし次のいずれかの場合は不要 ・調理業務の全部を委託する場合 ・搬入施設から食事を搬入する場合 | 従 | |
| 利用定員 | 6人以上10人以下 経過措置で5年間は6人以上15人以下 | 従 | 第 35 条 附則 第 5 条 | |
| 保育時間 | 1日8時間を原則として、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して事業者が定める。 | 参 | 第 24 条 | |
| 保育の内容 | 保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して子どもの心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。 | 従 | 第 25 条 | |
| 保護者との連絡 | 常に保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得るよう努めなければならない。 | 参 | 第 26 条 | |

【居宅訪問型保育事業】（利用定員 1 人）

| 項 目 | 国基準 要約 | 従・参 の別 | 国基準 条項 |
|---------|---|-----------|-----------|
| 保育の内容 | 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる子どもに対する保育 利用定員の減少又は確認の辞退による便宜の提供に対応するために行う保育 児童福祉法の規定による措置に対応するために行う保育 居宅訪問型保育を提供する必要があると市町村が認める子どもに対する保育 | 従 | 第 37 条 |
| 設備及び備品 | 必要な広さを有する専用の区画を設け、必要な設備及び備品等を備えなければならない。 | 参 | 第 38 条 |
| 職員 | 家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者） 家庭的保育者 1 人：子ども 1 人 | 従 | 第 39 条 |
| 連携施設 | 保育を行う子どもの障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ連携する障害児入所支援施設を適切に確保しなければならない。 | 従 | 第 40 条 |
| 保育時間 | 1 日 8 時間を原則として、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して事業者が定める。 | 参 | 第 24 条 |
| 保育の内容 | 保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して子どもの心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。 | 従 | 第 25 条 |
| 保護者との連絡 | 常に保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得るよう努めなければならない。 | 参 | 第 26 条 |

【事業所内保育事業】

| 項目 | 国基準 要約 | 従・参 の別 | 国基準 条項 | | | | | | | | | | | | |
|------------|--|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|----------|---|------|
| 利用定員の設定 | <p>次の利用定員数に応じて定める地域枠の子どもの数を踏まえて市町村が定める数以上の定員枠を設けなくてはならない。 (利用定員：地域枠子どもの数)</p> <table border="0"> <tr> <td>1～5人：1人</td> <td>6～7人：2人</td> </tr> <tr> <td>8～10人：3人</td> <td>11～15人：4人</td> </tr> <tr> <td>16～20人：5人</td> <td>21～25人：6人</td> </tr> <tr> <td>26～30人：7人</td> <td>31～40人：10人</td> </tr> <tr> <td>41～50人：12人</td> <td>51～60人：15人</td> </tr> <tr> <td>61～70人：20人</td> <td>71人～：20人</td> </tr> </table> | 1～5人：1人 | 6～7人：2人 | 8～10人：3人 | 11～15人：4人 | 16～20人：5人 | 21～25人：6人 | 26～30人：7人 | 31～40人：10人 | 41～50人：12人 | 51～60人：15人 | 61～70人：20人 | 71人～：20人 | 参 | 第42条 |
| 1～5人：1人 | 6～7人：2人 | | | | | | | | | | | | | | |
| 8～10人：3人 | 11～15人：4人 | | | | | | | | | | | | | | |
| 16～20人：5人 | 21～25人：6人 | | | | | | | | | | | | | | |
| 26～30人：7人 | 31～40人：10人 | | | | | | | | | | | | | | |
| 41～50人：12人 | 51～60人：15人 | | | | | | | | | | | | | | |
| 61～70人：20人 | 71人～：20人 | | | | | | | | | | | | | | |

保育所型事業所内保育事業所（利用定員20人以上）

| 項目 | 国基準 要約 | 従・参 の別 | 国基準 条項 |
|-----------|--|-----------|-----------|
| 設備の 基準 | <p>保育室等 0・1歳 乳児室又はほふく室 乳児室1人 1.65㎡以上 ほふく室1人 3.3㎡以上 2歳以上 保育室又は遊戯室 1人 1.98㎡以上 各室には必要な用具を備える。</p> | 参 | 第43条 |
| | <p>屋外遊戯場 屋外遊戯場 1人 3.3㎡以上（2歳以上） 付近の代替地可</p> | 参 | |
| | <p>調理設備 調理室（事業場附属の炊事場を含む。）</p> | 従 | |
| | <p>便所等 医務室及び便所</p> | 参 | |
| | <p>耐火基準等 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設置する場合は、耐火又は準耐火建築物であることのほか、所定の消火設備が備わっているものとする。</p> | 参 | |
| 職員 | <p>保育者 保育士：次の区分ごとに定める保育士の数の合計数プラス1人以上 0歳 おおむね 3人：保育士1人 1・2歳 おおむね 6人：保育士1人 3歳 おおむね 20人：保育士1人（特例地域型保育給付） 4歳以上 おおむね 30人：保育士1人（特例地域型保育給付） 保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可</p> | 従 | 第44条 |
| | <p>嘱託医 嘱託医</p> | 従 | |
| | <p>調理員 調理員。ただし次のいずれかの場合は不要 ・調理業務の全部を委託する場合 ・搬入施設から食事を搬入する場合</p> | 従 | |
| 連携施設の特例 | <p>保育所型事業所内保育事業者は、連携施設を確保しないことができる。</p> | 従 | 第45条 |
| 保育時間 | <p>1日8時間を原則として、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して事業者が定める。</p> | 参 | 第24条 |
| 保育の内容 | <p>保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して子どもの心身の状況等にに応じた保育を提供しなければならない。</p> | 従 | 第25条 |
| 保護者との連絡 | <p>常に保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p> | 参 | 第26条 |

小規模型事業所内保育事業所（利用定員 19 人以下）

| 項 目 | | 国基準 要約 | 従・参 の別 | 国基準 条項 |
|-----------|--|--|-----------|-----------------------|
| 設備の 基準 | 保育室 等 | 0・1歳 乳児室又はほふく室 1人 3.3㎡以上 2歳以上 保育室又は遊戯室 1人 1.98㎡以上 各室には必要な用具を備える。 | 参 | 第 28 条 |
| | 屋外遊 戯場 | 屋外遊戯場 1人 3.3㎡以上（2歳以上） 付近の代替地可 | 参 | |
| | 調理設 備 | 調理設備 | 従 | |
| | 便所 | 便所 | 参 | |
| | 耐火基 準等 | 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設置する場合は、耐火又は準耐火建築物であることのほか、所定の消火設備が備わっているものとする。 | 参 | |
| 職員 | 保育者 | 保育従事者（保育士又は市町村長が行う研修を修了した者） 施行後5 年間は、経過措置により家庭的保育者又は家庭的保育補助者でも可 保育従事者：次の区分ごとに定める数の合計数プラス1人以上 （うち半数以上は保育士） 0歳 おおむね 3人：保育従事者1人 1・2歳 おおむね 6人：保育従事者1人 3歳 おおむね20人：保育従事者1人（特例地域型保育給付） 4歳以上 おおむね30人：保育従事者1人（特例地域型保育給付） 保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可 | 従 | 第 47 条 附則 第 4 条 |
| | 嘱託医 | 嘱託医 | 従 | |
| | 調理員 | 調理員。ただし次のいずれかの場合は不要 ・調理業務の全部を委託する場合 ・搬入施設から食事を搬入する場合 | 従 | |
| 保育時間 | 1日8時間を原則として、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮 して事業者が定める。 | 参 | 第 24 条 | |
| 保育の内容 | 保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して子どもの心身の状況等に 応じた保育を提供しなければならない。 | 従 | 第 25 条 | |
| 保護者との連絡 | 常に保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得るよう努めなければ ならない。 | 参 | 第 26 条 | |